

# 服部栄養専門学校学則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本校は学校教育法及び栄養士法・調理師法に則り栄養・調理および衛生に関する知識、技能を授けて国家有為の栄養士および調理師を養成し、且つ、ひろく栄養家庭料理を普及して国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 本校は服部栄養専門学校という。
- 第 3 条 本校の位置は東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 25 番 4 号とする。

## 第 2 章 課程及び学科・修業年限・定員

- 第 4 条 本校に設置する課程及び学科・修業年限および定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	栄養専門課程	栄養士科	2年	120	240	6	
	〃	調理師本科	2年	160	320	8	
	〃	〃	1年	240	240	6	
小 計				520	800	20	
夜	栄養専門課程	調理師本科	1年6ヵ月	4月	40	120	3
				10月	40		
	調理高等課程	調理師科	1年6ヵ月	4月	30	90	3
				10月	30		
小 計				4月	70	210	6
				10月	70		
合 計				4月	590	1010	26
				10月	70		

学生の在学期間は各学科の修業年限の2倍を超えないものとする。

## 第 3 章 学年・学期の終始期・休業日

- 第 5 条 学年は4月1日で始まり翌年3月31日に終わる。  
但し調理師本科および調理師科夜間部後期生の学年は10月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。学年は次の学期に分ける。

栄養専門課程栄養士科

前 期	4月 1日から9月 25日まで
後 期	9月 26日から3月 31日まで

栄養専門課程調理師本科及び調理高等課程調理師科

昼間部（4月入学生）

前 期	4月 1日から9月 25日まで
後 期	9月 26日から3月 31日まで

夜間部

前期生（4月入学生）

第1学期	4月 1日から9月 30日まで
第2学期	10月 1日から3月 31日まで
第3学期	4月 1日から9月 30日まで

後期生（10月入学生）

第1学期	10月 1日から3月 31日まで
第2学期	4月 1日から9月 30日まで
第3学期	10月 1日から3月 31日まで

第 6 条 休業日は次のとおりとする。但し休業日においても必要に応じて授業を行うことがある。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律で規定する日
3. 夏期休業 7月 25日から8月 25日まで
4. 冬期休業 12月 25日から1月 8日まで
5. 春期休業 3月 25日から4月 7日まで
6. 開校記念日 12月 6日

第4章 教育および教職員の組織

第7条 本科の教科目および履修単位は次のとおりとする。

1. 栄養専門課程栄養士科

	規則等規定			学則規定				履修 学年	
	教育内容	単位数		科目名	単位数		合計 時間数		
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習			
基礎分野	基礎分野	12		●統計学	2		30	1	
				●心理学	2		30	2	
				●関係法規	2		30	1	
				●基礎化学	2		30	1	
				●生物学	2		30	1	
				●英語	2		30	2	
	基礎分野の合計	12		180	-				
基礎分野小計	12		12		180	-			
専門分野	社会生活と健康	4		●食育ライフデザイン	1		30	1	
				●公衆衛生学	1		30	2	
				●健康管理概論	1		30	2	
				●社会福祉学概論	2		30	2	
				社会生活と健康の合計	5		120	-	
	人体の構造と 機能	8	4		●解剖生理学	2		30	1
					●健康運動指導論	1		30	1
					●健康運動演習	1		30	1
					●生化学	4		60	2
					●生理学実験		1	45	2
					●内科学	2		30	2
	人体の構造と機能の合計	10	1	225	-				
	食品と衛生	6			●食品学総論	2		30	1
					●食品学実験		1	45	1
					●食品学各論	1		15	2
					●食品学各論実習		1	45	2
					●食品加工学	2		30	2
●食品衛生学					2		30	1	
○食品分析実験						1	45	2	
○食品開発実習						(選択)			
食品と衛生の合計	7	3	240	-					
小計	18	4		22	4	585	-		

	規則等規定			学則規定				履修 学年
	教育内容	単位数		科目名	単位数		合 計 時間数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習		
専門分野	栄養と健康	8	10	●基礎栄養学	4		60	1
				●応用栄養学	2		30	1
				●応用栄養学実習		1	45	1
				●臨床栄養学概論	2		30	2
				●臨床栄養学実習		1	45	2
				栄養と健康の合計	8	2	210	
	栄養の指導	6	10	●献立作成	2		60	1
				●栄養教育論	2		60	1、2
				●栄養教育論実習		1	45	2
				●公衆栄養学概論	2		30	2
	栄養の指導の合計	6	1	195				
	給食の運営	4	10	●調理学	2		30	1
				●調理学実習		4	180	1、2
				●クッキングサイエンス		1	45	1
				●給食管理理論	1		30	2
				●給食管理実習		1	45	2
				●給食総合演習	1		30	2
●校外実習					2	90	2	
給食の運営の合計	4	8	450					
小計	18	10		18	11	855		
専門分野小計	36	14		40	15	1440		
基礎・専門分野合計	62			67		1620		
その他	0	0	栄養士特別講座	1		30	2	
			食育実践	1		30	1	
			卒業研究論文	1		30	2	
			その他合計	3		90		
その他小計	0	0		3		90		
合 計	62			70		1710		

- ・●印は必修科目、○印は選択必修科目。
- ・食品分析実験、食品開発実習はいずれか1科目を選択必修。
- ・卒業にはその他の科目を含め全ての科目の履修が必要

## 備考

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき、又は教育効果を考慮して必要があるときは1時間半又は2時間の講義に対してそれぞれ教室外における1時間半又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし毎週1時間又は2時間15週の講義をもって1単位とすることができる。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外において1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実技・実験または実習については学修はすべて運動場・実験室・実習室等で行われるものとし、毎週3時間15週の実技・実験または実習をもって1単位とする。

2. 栄養専門課程調理師本科（2年制）

(1) 昼間部

2年間の時間数

1,875時間

科 目	時間内訳		合 計 時間数	備 考
	講 義	実 習		
食生活と健康	90		90	
公衆衛生学	90			
食品と栄養の特性	150		150	
栄養学	30			
食品学	120			
食品の安全と衛生	120	30	150	
食品衛生学	120			
食品衛生学実験		30		
調理理論と食文化概論	180		180	
調理理論	180			
調理実習		330	330	
調理実習		270		
校外実習		60		
総合調理実習	120		120	
集団調理実習	30			
接客サービス	60			
レストラン論	30			
外国語選択	60		60	
調理フランス語	60			
調理中国語	60			
調理英語	60			
調理イタリア語	60			
調理日本語	60			
サービスマナー実習		60	60	
出店計画概要	30		30	
出店計画演習		60	60	
フードコーディネーション	30		30	
フードビジネスマネジメント	30		30	
調理科学実験		45	45	
食育実習	60		60	
メニュープランニング	30		30	
校外実習		150	150	
専門調理実習		300	300	
合 計	900	975	1875	

### 3. 栄養専門課程調理師本科

(1) 昼間部	1年間の時間数	1,020時間
(2) 夜間部	1年6ヵ月の時間数	1,005時間

科 目	時間内訳		合 計 時間数	備 考
	講義	実習		
食生活と健康	90		90	
公衆衛生学	90			
食品と栄養の特性	150		150	
栄 養 学	30			
食 品 学	120			
食品の安全と衛生	120	30	150	
食 品 衛 生 学	120			
食品衛生学実験		30		
調理理論と食文化概論	180		180	
調 理 理 論	180			
調 理 実 習		330	330	夜間部は315
調 理 実 習		270		315
校 外 実 習		60		0
総合調理実習	120		120	
集 団 調 理 実 習	30			
接 客 サ ー ビ ス	60			
レ ス ト ラ ン 論	30			
合 計	660	360	1020	



#### 4. 調理高等課程調理師科

(1) 夜間部 1年6ヵ月の時間数 1,040時間

科 目	時間内訳		合 計 時間数	備 考
	講義	実習		
食生活と健康	90		90	
公衆衛生学	90			
食品と栄養の特性	150		150	
栄 養 学	30			
食 品 学	120			
食品の安全と衛生	120	30	150	
食 品 衛 生 学	120			
食 品 衛 生 学 実 験		30		
調理理論と食文化概論	180		180	
調 理 理 論	180			
調 理 実 習		315	315	
調 理 実 習		315		
校 外 実 習				
総合調理学実習	120		120	
集 団 調 理 実 習	30			
接 客 サ ー ビ ス	60			
レ ス ト ラ ン 論	30			
そ の 他	35		35	
英 語	18			
国 語	17			
合 計	695	345	1040	

第 8 条 始業および終業時刻は次のとおりとする。

栄養専門課程栄養士科		9 時開始	16 時 45 分終了
栄養専門課程調理師本科	昼間部	9 時開始	16 時 45 分終了
	夜間部	18 時 30 分開始	22 時終了
調理高等課程調理師科	夜間部	18 時 30 分開始	22 時終了

但し上記時間外においても必要に応じて補習授業等を行うことがある。

第 9 条 本校には少なくとも法令に則った人員を満たすに足る教職員を置く。

校長は、校務を処理し所属教職員を指揮監督する。

教員は、本校において行う教科目を担当して専門的な知識・技能に関する授業を行う。

助手は、専門的な知識・技能を修得するため、教科目を担当する教員の職務を補助する。

講師は、本校において行う教科目に関し講師として、専門的な知識・技能に関する授業を行う。

事務員は、校長の指示により校務に関する事務を行う。

校医は、学生の健康管理を行う。

第5章 入学・休学・復学・退学・転科・転部

第 10 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

1. 栄養専門課程栄養士科・栄養専門課程調理師本科

高等学校卒業またはこれと同等以上の学力を有すると文部科学大臣が認めた男子および女子。

2. 調理高等課程調理師科

中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者または監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力ありと認められた男子および女子。

第 11 条 本校の入学時期は次のとおりとする。

1. 栄養専門課程栄養士科は 4 月

2. 栄養専門課程調理師本科は、昼間部は 4 月、夜間部は 4 月と 10 月

3. 調理高等課程調理師科は、夜間部は 4 月と 10 月

第 12 条 本校の入学許可は次のとおりとする。

1. 入学は校長の許可を要する。

2. 入学しようとする者は、出身校の卒業証明書または卒業見込書、調査書または成績証明書、最近の写真および第 21 条の受験料と本校所定の入学願書に必要事項を記載して、指定期日までに出席しなければならない。

3. 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。

第 13 条 入学を許可された者は、許可のあった日から 5 日以内に第 21 条に定められた入学金、授業料 6 ヶ月分、他所定の納入金と所定の誓約書、その他の書類を添えて入学の手続きをしなければならない。

第 14 条 本校の休・復学は次のとおりとする。

1. 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって休学をする時は、その理由を記して校長の許可を受けなければならない。
2. 休学の期間は 2 ヶ月以上でその学年の終わるまでとする。  
但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。
3. 前号の者が休学期間内に修学が可能となったときは願い出て復学をすることができる。

第 15 条 本校の退学のうち自主退学及び転科・転部の学生はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

## 第 6 章 進 学 ・ 卒 業

第 16 条 学生は学校が行う学期試験に合格し、かつ所定の教育課程を履修して、その成果が満足できるものでなければ進級または卒業することはできない。  
学期試験の成績は、秀・優・良・可および不可をもって表し、秀・優・良および可を合格とし、不可を不合格とする。  
学期試験の実施その他については細則の定めるところによる。

第 17 条 前条の定めにより、卒業することができると認められた者には、卒業証書を授与する。なお、栄養専門課程栄養士科卒業者は、栄養士法第 2 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から栄養士の免許を取得することができる。また、栄養専門課程調理師本科昼間部 2 年制・1 年制・夜間部及び調理高等課程調理師科夜間部卒業者は、調理師法第 3 条第 1 項第一号及び第 2 項の規定に基づき、都道府県知事から調理師の免許を取得することができる。

## 第 7 章 賞 罰

第 18 条 成績優秀にして他の模範となる者はこれを表彰することがある。

第 19 条 学生が学校の規則に違反し、または、学生の本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

懲戒は退学・停学・謹慎・譴責および戒告とし、退学・停学・謹慎および譴責納の処分は校長が行う。

第 20 条 校長は学生が次の各号の 1 に該当するときは退学させることができる。

1. 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席が常でない者。
4. 本校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者。
5. 入学式日より無断で 7 日間出席しない者

#### 第 8 章 入学金・授業料・受験料

第 21 条 本校の授業料・入学金等は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学金	年額 授業料	年額 施設費	年額実験 実習費	受験料
栄養専門 課程	栄養士科 (2 年制 1 年目)	230,000	730,000	248,000	392,000	20,000
	( // 2 年目)		730,000	248,000	392,000	
	調理師本科昼間部 (2 年制 1 年目)	230,000	780,000	260,000	550,000	20,000
	( // 2 年目)		780,000	260,000	550,000	
	調理師本科 昼間部	230,000	780,000	260,000	460,000	20,000
	夜間部	200,000	440,000	150,000	336,000	20,000
調理高等 課程	調理師科 夜間部	200,000	440,000	150,000	336,000	20,000

授業料（校長が特に指定する学費があるときは、その学費を含む）は、別段の定めをする場合を除き、出席の有無にかかわらず、各期の始業開始日から5日以内に本校が定める方法で次のとおり前納しなければならない。

1. 栄養専門課程昼間部

前期分

後期分

2. 栄養専門課程夜間部・調理高等課程夜間部

第1期分

第2期分

第3期分

但し、10月生の場合は10月～3月を第1期として順次繰下げる。

第 22 条 学生が退学などにより学籍を離れたときでも、未納の授業料その他の学費があるときは、それらの未納分はこれを納入しなければならない。

第 23 条 既納の授業料・入学金・その他の費用は理由の如何にかかわらず原則として返還しない。

第 24 条 休学者は休学中、所定の授業料の半額を納入しなければならない。  
但し、月の途中から休学または復学したときは、当該月の授業料は全額を納入するものとする。  
特別の事由のある場合には、別に定めるところにより授業料の全部又は一部を減免することがある。

第 9 章 健康診断

第 25 条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

## 第 10 章 専 門 士

第 26 条 第 7 条 1・2 及び第 17 条により、栄養専門課程栄養士科・栄養専門課程調理師本科昼間部（2 年制）を終了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

## 第 11 章 附 帯 教 育

第 27 条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

名 称	修業年限	定 員	昼間部	夜間部
喫茶スナック専門コース	2 ヶ月	120	60	60
クッキングスクール	11 ヶ月	120		120
パティスリー・パン専門コース	12 ヶ月	50		50

喫茶スナック専門コース	昼 13 時～15 時 30 分 夜 18 時～20 時 30 分
クッキングスクール	夜 18 時～20 時 30 分
パティスリー・パン専門コース	夜 18 時～20 時 30 分

附帯教育の入学金・授業料その他必要事項は別に定める。

### 附 則

1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 7 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. この学則実施に必要な細則は校長がこれを定める。

### 附 則

1. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
  2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 8 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
- 〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 9 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の本校の教科目および履修単位等は平成 10 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 10 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 11 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 13 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
3. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 13 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
4. 第 27 条の附帯教育は平成 13 年度の 4 月の入学者から適用する。
5. 第 24 条の 2 については平成 13 年度の 4 月の入学者から適用する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の本校の教科目および履修単位等は平成 14 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。

〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 15 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 26 条の専門士に関し、栄養専門課程調理師本科昼間部（2 年制）の称号授与については平成 14 年度の卒業生から適用する。

〔 後略 〕



附 則

1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 16 年 4 月入学生から適用する。
3. 第 7 条の教科目および履修単位等は平成 16 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 18 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 19 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. 第 7 条の調理師本科 2 年制の履修学年変更は平成 19 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の調理師本科 2 年制のカリキュラム変更は平成 20 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 25 年 8 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の調理師本科 1 年制の調理理論の講義時間数変更は平成 16 年度 4 月入学生から適用する。
3. 第 8 条の始業および終業時刻変更は平成 13 年度 4 月生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の専門課程調理師本科（2 年制）及び専門課程調理師本科及び高等課程調理師科カリキュラム変更は平成 27 年 4 月入学生から適用する。
3. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 27 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 28 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の授業料・受験料は平成 29 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 30 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の授業料・受験料は平成 30 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
3. 第 7 条の栄養士科のカリキュラム変更は平成 30 年 4 月入学生から適用する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。  
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 2 年 10 月 1 日から実施する。  
〔 後略 〕